改正後	改正前
（乗務員台帳及び乗務員証） **第三十七条**　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。 一～十　（略） 2　（略） 3　一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。）に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第十号に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。 一～四　（略） 4　（略） （整備管理者の研修） **第四十六条**　旅客自動車運送事業者は、道路運送車両法第五十条第一項の規定により選任した整備管理者であつて次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。 一　整備管理者として新たに選任した者 二　最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者	（乗務員台帳及び乗務員証） **第三十七条**　旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、第一号から第九号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十号に掲げる写真をはり付けた一定の様式の乗務員台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。 一～十　（略） 2　（略） 3　一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第十三条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。）に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第九号に掲げる写真をはり付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。 一～四　（略） 4　（略） （整備管理者の研修） **第四十六条**　旅客自動車運送事業者は、地方運輸局長から道路運送車両法第五十条の規定により選任した整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせなければならない。

（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第四条　指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応してその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（自動車検査員の研修） **第十四条**　指定自動車整備事業者は、自動車検査員であつて次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。 一　自動車検査員として新たに選任した者 二　最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者	（自動車検査員の研修） **第十四条**　指定自動車整備事業者は、地方運輸局長から自動車検査員に対し研修を行なう旨の通知を受けたときは、自動車検査員に当該研修を受けさせなければならない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）

第五条　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（整備管理者の研修） **第十五条**　貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第五十条第一項の規定により選任した整備管理者であって次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。 一　整備管理者として新たに選任した者 二　最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者	（整備管理者の研修） **第十五条**　貨物自動車運送事業者は、地方運輸局長から道路運送車両法第五十条の規定により選任した整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせなければならない。

附　則

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。